

長寿医療制度 (後期高齢者医療制度)

平成21年度の保険料 計算方法と軽減の仕組み

平成21年度の保険料は、平成20年の所得を基に計算します。

ただし、4月分、6月分および8月分の年金から差し引く保険料は、暫定的に平成19年の所得を基に計算していません。

正式な保険料は、支払方法とともに、7月に個別にお知らせします。

年間保険料の計算方法 (平成21年度)

均等割
【一人当たりの額】
43,143円

+

所得割
【所得※1に応じた額】
(平成20年の所得 - 33万円) × 9.63%

=

1年間の保険料
(限度額50万円)

注) 1年間の保険料について
* 月の途中で加入した場合は、加入月からの月割になります。
例) 8月15日に加入⇒1年間の保険料 ÷ 12か月 × 8か月(8月～翌年3月) = 長寿医療制度の保険料
* 100円未満の端数は切り捨てます。

※1 所得とは、前年の収入から必要経費(公的年金等控除額や給与所得控除額など)を差し引いた額であり、社会保険料控除、医療費控除、配偶者控除などの「所得控除」を適用する前の額です。
なお、遺族年金や障害年金は、収入に含みません。

所得の低い方は保険料が軽減されます

① 均等割の軽減

所得の低い方は、均等割 43,143円が次の例のとおり軽減されます。
例) 年金収入のみの場合

年金収入		平成20年度の均等割	平成21年度の均等割
一人世帯	夫婦二人世帯※2		
168万円以下		8.5割軽減後 6,300円	7割軽減後 12,942円
上記のうち被保険者全員が、年金収入が80万円以下で所得が0円		8.5割軽減後 6,300円	9割軽減後 4,300円
—	192万5千円以下	5割軽減後 21,571円	5割軽減後 21,571円 (平成20年度と同額)
203万円以下	238万円以下	2割軽減後 34,514円	2割軽減後 34,514円 (平成20年度と同額)

※2 一方の所得が0円(年金収入120万円以下)の場合

② 所得割の軽減

前年の所得から33万円を引いた額が58万円以下の方は、所得割が5割軽減されます。
例) 年金収入180万円の場合

* 軽減判定 ⇒ 180万円 - 120万円(公的年金等控除) - 33万円(基礎控除) = 27万円 < 軽減に該当 >
* 所得割 ⇒ 27万円 × 9.63% × 5割 = 13,000円

被用者保険の被扶養者だった方は保険料が軽減されます

長寿医療制度に加入する前、被用者保険の被扶養者だった方は、加入してから2年間、保険料が軽減されます。

平成21年度は、均等割が9割、所得割が全額軽減されます。
⇒ 1年間の保険料 4,300円



介護保険は老後の安心をささえるみんなの制度です

介護保険制度

65歳以上の方(第1号被保険者)の

介護保険の保険料が変わります

介護サービス費用の見直しに伴い、65歳以上の方に納めていただく介護保険料も変更になりました。

介護保険料は

どのように決まる？

介護報酬の改定、介護サービスの増加等により第3期(平成18～20年度)よりも月額基準額で500円のアップとなりますが、全道平均よりも安い保険料となる見込みです。

介護報酬の改定、介護サービスの増加等により第3期(平成18～20年度)よりも月額基準額で500円のアップとなりますが、全道平均よりも安い保険料となる見込みです。

3年ごとに見直されます。

各市町村で今後3年間に必要な介護保険の総費用から算出された「基準額」をもとに、原則としてその方の世帯の住民税の課税状況、前年の収入・所得に応じて決められます。

介護保険料の上昇分の一部を国と市が負担します



新たな介護保険料は8区分7段階に分かれます

介護サービス費用の改定に伴う介護保険料の急激な上昇を抑えるために国が上昇分の一部を段階的に負担(特例交付金)します。また、赤平市も介護給付費準備基金の一部取り崩し、皆さんの保険料の負担を軽減します。

基準額の算出方法

市町村で必要な介護サービスの総費用

×

65歳以上の方の負担分
20%

÷

市町村に住む
65歳以上の方の人数

||

赤平市の保険料の基準額
(平成21年度～平成23年度)
44,400円(年額)
3,700円(月額)

平成18年度～平成20年度は、
年額 38,400円・月額 3,200円です。

*** 所得段階別保険料額 ***

第3期 平成18～20年度		第4期 平成21～23年度			
所得段階 年間保険料		所得段階	対象者	年間保険料	月額保険料 (年額 ÷ 12)
第1段階 19,200円	➔	第1段階	生活保護を受給している人および世帯全員が住民税非課税で高齢福祉年金を受けている人	22,200円 (基準額 × 0.5)	1,850円
第2段階 19,200円		第2段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額 + 課税年金収入額が80万円以下の人	22,200円 (基準額 × 0.5)	1,850円
第3段階 28,800円		第3段階	世帯全員が住民税非課税であって、第2段階に該当しない人	33,300円 (基準額 × 0.75)	2,775円
第4段階 38,400円	➔	第4段階①	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人が住民税非課税で、前年の合計所得金額 + 課税年金収入額が80万円以下の人	36,800円 (基準額 × 0.83)	3,066円
		第4段階②	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人が住民税非課税であって、第4段階①に該当しない人	44,400円 (基準額)	3,700円
第5段階 48,000円	➔	第5段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が125万円未満の人	47,900円 (基準額 × 1.08)	3,991円
		第6段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が125万円以上200万円未満の人	55,500円 (基準額 × 1.25)	4,625円
第6段階 57,600円		第7段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が200万円以上の人	66,600円 (基準額 × 1.5)	5,550円

平成18～20年度に実施された、税制改正に伴う激変緩和措置に変わる措置として、第4・5段階が収入・所得区分により細分化され、8区分7段階となります。(太枠欄が新たに増える所得段階です。)

〈問合せ〉 市役所 介護健康推進課 介護福祉係 ☎32-2217